

諮問内容

- 1 国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。
 ・基礎課税額に係る課税限度額を61万円とする。

①課税限度額について

国民健康保険税は負担能力に応じた公平なものである必要があり、受益との関連において被保険者の納付意欲に与える影響や事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度を設けることとしています。

また、地方税法施行令（第56条の88の2）において、国の法定課税限度額が定められており、これに基づいて各市町村では条例により課税限度額を定めることとなっています。

本市では、小牧市国民健康保険税条例（第2条）により、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援分）及び介護納付金課税額（介護分）の区分で限度額を定めており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この額を課税額として3つの区分の合計額を国民健康保険税額としています。

また、本市においては地方税法施行令の改正による法定課税限度額の引き上げと同時に実施してきた経緯があることから、平成30年度の課税限度額は、国の定める法定課税限度額と同額となっています。

【平成30年度課税限度額】

区 分	法定	小牧市
基礎課税額（医療分）	58万円	58万円
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	19万円	19万円
介護納付金課税額（介護分）	16万円	16万円
合 計	93万円	93万円

課税限度額の推移

年度	法 定				小 牧 市				差
	医療分	支援分	介護分	合計	医療分	支援分	介護分	合計	合計
23	51万円	14万円	12万円	77万円	51万円	14万円	12万円	77万円	0万円
24	51万円	14万円	12万円	77万円	51万円	14万円	12万円	77万円	0万円
25	51万円	14万円	12万円	77万円	51万円	14万円	12万円	77万円	0万円
26	51万円	16万円	14万円	81万円	51万円	16万円	14万円	81万円	0万円
27	52万円	17万円	16万円	85万円	52万円	17万円	16万円	85万円	0万円
28	54万円	19万円	16万円	89万円	54万円	19万円	16万円	89万円	0万円
29	54万円	19万円	16万円	89万円	54万円	19万円	16万円	89万円	0万円
30	58万円	19万円	16万円	93万円	58万円	19万円	16万円	93万円	0万円

②平成31年度小牧市国民健康保険税における課税限度額（案）について
平成31年度税制改正により、平成31年度から法定課税限度額が引き上げられることになり、本市においても次の理由により、課税限度額を法定課税限度額と同額とする改正を検討しています。

なお、市の条例改正は、地方税法施行令の改正後に行う予定です。

【改正理由】

ア 法定課税限度額は、相当の高所得者であっても課税限度額までの保険税負担で良い仕組みであることから、保険税負担の格差を是正し、また、所得階層別の負担ができるだけ公平となるよう設定されているため。

イ 国民健康保険財政の健全化に向け一般会計からの決算補填等目的による繰入の解消・削減を図るため。

法定課税限度額の改正(案)

区 分	現行(30年度)	改正(31年度)	増加額
医療分	58万円	61万円	3万円増
支援分	19万円	19万円	(増減なし)
介護分	16万円	16万円	(増減なし)
合 計	93万円	96万円	3万円増

地方税法施行令は平成31年3月末までに改正される予定です。

③改正による影響について

(H30 年度課税データに基づき H31 年度限度額を用いて試算)

(1) 国保税(課税額)の増加見込み

区 分	増加額
医療分	約 1,070 万円
支援分	—
介護分	—
合 計	約 1,070 万円

(2) 該当する世帯数の見込み

区 分	全世帯	該当世帯	該当率
医療分	19,231 世帯	379 世帯	約 1.97%

(3) 該当世帯 (例)

(例)3人世帯、固定資産税なしの場合

区 分	医療分が限度額に到達する所得	
	現 行 (限度額 58 万円)	改 正 (限度額 61 万円)
H30 税率等の場合	約 1,190 万円	約 1,260 万円
H31 税率等の場合	約 1,130 万円	約 1,200 万円